

「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

本所では、会社情報等に対する信頼性向上のための上場制度見直しについて、その要綱を平成 16 年 12 月 22 日に公表し、平成 17 年 1 月 12 日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1 件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメント概要及びそれに対する本所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
1．有価証券報告書等の適正性に関する確認書	
<p>・証券取引法上の確認書と同等の書類の提出を義務付けるのであれば、今回の「確認書」と証券取引法上の確認書の関係を明確にしていきたい。また、その適用時期に関しては、十分な確認体制構築期間を確保するなど配慮していただきたい。</p>	<p>証券取引法上の確認書は、企業内容等開示ガイドライン 5-29-2 において定められているとおり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかの確認を求めるものであり、当該システムが十分に整備されていることが提出の前提となっています。一方、今回本所において導入する確認書は、当該システムが十分に整備されていることを前提としたものではありません(そのため、制度要綱案における記載表現も異なるものとしています)。</p> <p>もちろん、現に当該システムが機能していることを代表者が確認できる状態は投資者にとっても望ましいことであり、本所が導入する確認書制度においても、その提出に代えて証券取引法上の確認書の写しの提出で足りることとしています。</p> <p>また、当該システムが十分に整備されていない状態であっても、有価証券報告書等に不実の記載がないとの認識に至ったプロセス(現状の社内体制等を前提とした経営者の確認内容)の記載があれば、適正性の裏付けとなる経営者の確認レベルを投資者が評価する参考とできますので、確認書には「理由」の記載を併せて求めることとします。</p>
2．財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し	
<p>・経理処理については悪意のない事務的な誤りもあり、単に「訂正内容が重要である」との表現では取扱いが非常に難しくなることが想定されることから、「意図的・故意によるものと判断される場合」などといった表現に変えるべきである。</p>	<p>訂正内容が重要なものであるかどうかを判断するに当たっては、有価証券報告書等における不実の記載が意図的に行われたものであったかどうか判断上のポイントになる場合があります。しかしながら、投資者の投資判断上、有価証券報告書等が有用な情報源であることを考慮すると、上場会社に意図性がない場合であっても投資者の信頼を大きく損ねるような不実の記載がなされていた場合には、その上場を維持することが投資者保護に反するといったケースが生じることも想定されますので、虚偽記載に係る廃止基準を「意図的・故意によるものと判断される場合」に限定することは適当でないと考えます。</p>

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて

平成16年12月22日
証券会員制法人 福岡証券取引所

趣旨

重要な会社情報の適時適切な開示は、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものである。しかしながら、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に寄せられる社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じている。

そこで、上場会社が投資者への適時適切な会社情報の開示に真摯な姿勢で取り組む旨を宣誓する規定を設けるほか、現行、上場した時期によってその親会社等（非上場）に関する情報開示に差が生じる制度となっている点を見直すなど、市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場管理制度全般にわたり、見直しを行うこととする。

概要

項 目	内 容	備 考
1. 開示書類等の信頼向上 上場会社の誠実な業務遂行に関する基本理念	・本所の規則において、「上場会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」旨を定めることとする。	
適時適切な情報開示に関する宣誓	・上場会社は、会社情報の投資者への適時適切な提供等について真摯な姿勢で臨む旨を宣誓するものとする。	・具体的には、代表取締役若しくは代表執行役が異動したとき又は前回の宣誓から5年間経過した際に宣誓書を提出するものとする。 ・宣誓事項について重大な違反を行った場合には、上場契約違反等に係る上場廃止基準の対象とする。

項 目	内 容	備 考
<p>有価証券報告書等の適正性に関する確認書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社に対し、「有価証券報告書等（有価証券報告書及び半期報告書をいう。）の記載内容の適正性に関する確認書」の提出を求めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」とは、有価証券報告書等の提出者の代表者が、その提出時点において、当該有価証券報告書等の内容に不実の記載がないと認識している旨を記載した書面をいうものとする。ただし、証券取引法上の有価証券報告書等の任意添付書類（企業内容等の開示に関する内閣府令17条1項1号へ等）を添付している場合には、当該書類の写しによることができるものとする。 ・ 当該確認書を提出したにもかかわらず、有価証券報告書等に虚偽の記載が認められた場合には、後述4．において見直すこととしている虚偽記載に係る上場廃止基準の対象となる。 ・ 改正規則の施行日以後に終了する事業年度から適用する。
<p>公認会計士等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の財務諸表等の監査証明を行う者が監査法人でない場合は、2人以上の公認会計士による監査証明を求めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本所の現行規則では、新規上場申請者については同様の規定を設けているが、上場会社についてはこのような規定がなく、公認会計士1人による監査証明も可能となっている。 ・ 監査法人若しくは2人以上の公認会計士による監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書が内閣総理大臣等に提出されなかった場合は上場廃止の対象となる。

項目	内容	備考
<p>2. 親会社等の会社情報の適時開示ルール等の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度においては、平成7年以前に上場した会社は親会社等の会社情報の適時開示を任意で行うこととしているが、すべての上場会社にこれを求めることとする。 ・ Q - B o a r d上場会社について、現行は持株比率が50%超の親会社のみが開示義務の対象となっているが、既存市場上場会社と同様、持株比率が50%以下の親会社及び当該Q - B o a r d上場会社を関連会社とする会社の情報についても開示を求めることとする。 ・ なお、親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、上場会社が親会社等の情報を把握することが困難であると本所が認める場合は開示対象から除くこととする。(既存市場及びQ - B o a r d上場会社について同様とする。) ・ 親会社等を有する上場会社は、決算内容の開示を行う際に、親会社等との関係に係る情報を開示することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Q - B o a r dの上場審査において審査対象となる親会社の範囲についても原則として同様とする。 ・ 具体的には、親会社等の持株比率及び当該親会社等との取引の開示を適時開示規則において求めることとする。
<p>3. 少数特定者持株数に係る基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数特定者持株数に係る上場廃止基準においては、当分の間、当該基準を緩和することとしているが、この取扱いを廃止することとする。 ・ これにより、少数特定者持株数に係る基準の具体的な水準は上場株式数の80%を超えている場合において1年以内に80%以下とならない場合となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社への影響を踏まえ、実施時期については経過措置を設けることとし、改正規則の施行日以後最初に開始する事業年度の翌事業年度の末日時点で該当する会社から適用する。(3月決算会社の場合、18年3月末に猶予期間に入り、19年3月末までに改善されない場合に上場廃止)

項 目	内 容	備 考
4．財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等（財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。）の虚偽記載に係る上場廃止基準において、現行では、財務諸表等に「虚偽記載」を行った場合のみを対象としているが、有価証券報告書等（有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類をいう。）のうち財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」を行った場合にも上場廃止の対象とすることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合をいうものとする。 ・上場審査基準においても同様の手当てを行う。
5．株式事務代行機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・株式事務を代行機関に委託することを全上場会社（信託銀行等を除く）に求め、上場後に当該委託をしないこととしたときは上場を廃止することとする。 	
6．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた啓蒙活動	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向け、本所は、上記の制度改正を実施するほか、啓蒙活動にも努めていく。 	

・実施時期（予定）

平成17年2月初旬を目途に実施する。

以 上